

表 「学校感染症の種類と出席停止の期間」

種	病名	出席停止の期間（基準）
第一種	エボラ出血熱, ポリオ, ペスト 特定鳥インフルエンザ 等	治癒するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し, かつ, 症状が軽快した後1日を経過するまで。
第二種	インフルエンザ	発熱日を0日と数え, 5日を経過し, かつ, 解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺, 顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後, 5日を経過し, かつ全身状態が良好になるまで。
	水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで。
	麻疹	解熱した後, 3日を経過するまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	咽頭結膜熱	発熱, 咽頭炎, 結膜炎等の主要症状が消退した後, 2日を経過するまで。
	結核, *髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師から感染のおそれがないと認められるまで。
第三種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス, 腸管出血性大腸菌感染症, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎	治癒するまで。 医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症	必ず出席停止を行うべきというものではない。

<備考>新型コロナウイルス感染症の扱いについては、令和5年5月8日より感染症予防法では「5類」になりましたが、学校保健安全法においては上記のとおり「第二種」という表記になります。

出席停止にともなう登校許可届

提出日：令和 年 月 日

宮城県仙台第一高等学校長 殿

年 組 番 生徒氏名

主治医より、下記の疾患で学校を休むよう診断を受けましたが、全快し、登校を許可されました。裏面に治療を行った際の診療報酬明細書等の写しを添付の上、お届けします。

記

診断名	
出席停止の期間	年 月 日 () から 年 月 日 ()
受診した医療機関名	

保護者氏名